第 8 号

# 真相究明

Investigate what really happened.



(箴言)

- > 知の欠如は信の肥大化を生む。
- ▶ 技量不足を繕うためには権威を振りかざすしかない。

# 原子力規制庁の審査の実態

2011 年 3 月 11 日の福島第一原子力発電所(1F)事故は、日本の原子力開発に大きな影を落とすことになり、一時は全ての原子力発電所が停止に追い込まれた。

この事故を契機としてそれまで経産省原子力安全・保安院が行っていた原子力の安全規制は、民主党政権下の 2012 年 9 月に発足した原子力規制委員会に移行した。この結果、正に民主党政権の政策を反映した反原子力的な 規制が展開され、「泣くこと地頭には勝てぬ」で原子力事業者は大きなダメージを受けている。「もんじゅ」の廃 炉は、衆参各議院の同意を得ずに任命された田中委員長と民主党の成果であり、朝日新聞、毎日新聞によるダメ押 しの結果と言ってよい。このまま田中委員長政権が続けば、危うく日本原燃も廃止に追い込まれるところであった。 以下、原子力規制委員会・規制庁が行っている素人集団による悲しい安全規制の一端を紹介する。

### (1) 安全審査

原子炉等規制法に基づき、ある一定量以上の核燃料物質(U で 300 g、Th で 900 g以上)を研究等の目的で使用する場合は、使用の許可が必要である。

施設検査を要しない、政令 41 条非該当施設における安全審査についての事例である。原子力規制庁の安全審査官は、ウランとかトリウムとかの性質について全くの素人。それでも安全審査は、原子炉等規制法関連法規と新規制基準を勉強していれば審査はできるのであろうが、説明をしても全く先に進まない。同じことの説明を何度も求められ、結局許可が出るまでに 2 年以上を要したとのこと。施設検査を要しない、保安規定を要しない施設の審査にも関わらず、である。新規の発電用原子炉なら 100 年でも審査は終了しないであろう。

もっとひどい安全審査の事例を紹介したい。近畿大学が所有する試験研究炉(近大炉)の、新規制基準への適合審査である。近大炉の定格熱出力1は1W、電気出力ではないので単純な比較は難しいがスマホ充電器の1/10程度の出力である。

1F事故後の平成25年12月18日に施行された「試験研究用原子炉の新規制基準」の適用審査を受けるため、平成26年2月6日より運転を停止し再審査が開始されたが、設置変更許可を受けたのは、審査開始から2年3ヶ月を経過した平成28年5月11日付けである。これで運転が再開されるわけではなく、その後の「設計及び工事方法の認可申請」、「保安規定変更認可申請」、「使用前検査」、「施設定期検査」等を順次受検し、運転再開は、設置許可変更申請から3年2ヶ月を経過した平成29年4月12日であった。この間原子力規制庁に対する説明はなんと100回以上、費やした費用は1億以上に及んだと聞く。教育、研究を通して人材育成の場を提供するという情熱と使命感を持ち、熱出力1Wの安全審査に惜しみなくこれだけの投資をした近畿大学の関係者に敬意を評したい。

原子力規制庁の安全審査官の技術的能力のなさが露呈した事例である。申請を受け付けたけれどどのような 進め方で安全審査を進めていったら良いのか分からず、トライアンドエラーで審査を進めたのであろう。事業 者からすれば許しがたい迷惑である。近大炉は阪大、名大など他大学の研究者、学生にも門戸を開放し、多く の研究者、原子力技術者の人材育成に貢献してきており、再会が待たれていた。

京都大学原子炉実験所は、最大出力 5,000kW の京都大学研究用原子炉(KUR)及び最大出力 100W の

## 真相究明第8号2018年3月19日

京都大学臨界集合体実験装置(KUCA)の二つの原子炉を所有しており、近大炉と同時期に一連の安全審査を受けていた。これらの安全審査にも3年以上の時間が経過しており、要した費用は近大を上回るものと推定できる。

KURは、実験研究を通じた学術の発展や人材育成に役立つものであり、全国の多くの研究者・教育者から「運転再開を心待ちにしている」との暖かい声援が寄せられていたと聞く。KUCAは国内で唯一の大学が所有する臨界実験装置として、原子炉に関する研究のために利用されてきており、国内・国外の学部学生・大学院生を対象とした実験教育(原子炉の基礎実験、燃料の取り扱い、原子炉運転操作等)の実績を有するとともに、研究と原子力安全を担う人材の育成に貢献してきている。

本来であれば、これら試験研究用原子炉における一連の安全審査に要する時間は精々1 年程度と考えられるが、この間に失った研究、人材育成の場、時間、費用等に対する原子力規制庁の功罪は余りにも大きすぎる。これらの審査後、原子力規制庁は反省したのかグレーデッドアプローチ(等級別扱い)対応の考え方をまとめたが、この考え方は「試験研究用原子炉の新規制基準」が制定され、安全審査が開始される前に整理されるべきものであり、近大、京大は安全審査のモルモットにされた。

#### (2) 保安検査

保安検査は、原子力規制庁の職員が、四半期に一度、数日~1週間、原子力施設に滞在し、保安規定の内容を事業者が遵守しているかどうかの検査である。現場を中心とした検査が行われるが、逐条検査といって、一つひとつの条項について、エビデンスを確認しながら検査が行われるが、原子力には全くの素人の検査官が多く、技術的能力のなさを隠すために上から目線で検査が行われる。従って、事業者はびくびくしながら検査をうけることとなる。

「もんじゅ」は検査の度に、記載ミスや転記ミス、てにをはミス等、あってはならないことではあるが、本質、根幹とは程遠いところで、保安規定違反を何度もとられ、廃炉に追い込まれた。この負のスパイラルを作り、足腰が立たなくなるまで苛め抜き、立ち上がることを許さなかったのが原子力規制委員会である。これは明らかに、故意に施設を廃止に追い込もうとする、田中委員長の意図した行政処分であると考えるのは、自然なことではないか。原燃も同様の状態に陥ったことがあり、かろうじて田中委員長が交代することで難を逃れたが、まだ余談を許さない。いまでも、この田中委員長の残した遺産は原子力規制庁内に蔓延っている。

ある時(2014年頃)とんでもない検査が行われていた。某事業者の保安検査では、検査官の恫喝によって核燃料取扱主任者が倒れ、救急車で病院に運ばれた。その後意識を取り戻したから良いが、とんでもないことである。これは本庁には知らされていない事象ではないか。自分たちは些細なことでも速やかな連絡を指示していながら、である。このような規制委員会・規制庁の審査の在り方をそのままにしておいて良いはずはあるまい。

#### (3) 施設検査等

某事業者は、使用前の設備機器について、年度内に許可を得るべく施設検査を申請し申請書は一旦受理されたが、 その後、検査項目の不備、種々のハード対応の不備を指摘され、結局年度をまたぐどころか2年がかりの施設検査 受検を余儀なくされた。

#### (4) 原子力安全文化

原子力規制庁は、平成 27 年 5 月 27 日に「原子力安全文化に関する宣言」を行った。この行動指針のなかに、「5. コミュニケーションの充実」が謳われている。原子力事業者は、既に安全文化の醸成、品質保証、リスクコミュニケーションなどの活動を展開しているので遅ればせながら、である。しかしこれがひどい。

安全文化を進めるためには、規制庁と事業者との風通しの良いコミュニケーションが大切であり、規制側が事業者の忌憚のない意見を聞く姿勢があって、初めて相互の信頼関係が築けるのである。しかし、相変わらず規制と言うより、事業者から見れば、威嚇、恫喝の姿勢は変わっていない。事業者に義務付けておきながら、自分たちは安全文化の醸成に魂を入れていない。何時になったら本当の安全文化が根付くのか、大いに疑問が残る。

# (5) 衆議院 原子力問題特別調査委員会の監査

規制委員会委員の合議もできない見識不足、規制庁担当官の"官尊民卑"を絵にかいたような姿勢、これらは発足当時から巷間に言われてきたことである。安全性の向上を使命とする規制担当官のこのような姿勢は第一義的安全性に責任を有する事業者のやる気を殺いでおり、かえって安全性を損なうことになっていないか。原子力特別委員会はこの事態を深刻にとらえて適切な処置がとられるよう差配すべきではないだろうか。